

公的個人認証サービス「電子証明書」を使ってできる 電子申請や届出が開始されます

4月21日から「電子証明書」を使って、自宅や職場のパソコンからインターネットを利用したオンライン申請・届出システムのサービス(一部)の運用を開始します。(「電子証明書」の発行につきましては、3月号の広報に掲載)

ただし、住民票・印鑑登録証明書などの交付するものがある場合については、受け取りまたは手数料の支払いは従来と同様に市民生活課窓口扱いとなります。



◎具体的な手続きとしては次のものがあります。

【市の手続き】

- ①住民票の写しの請求
- ②印鑑登録証明書の請求
- ③納税証明書の請求
- ④所得証明書の請求
- ⑤土地・家屋の評価証明書の請求

【県の手続き】

- ①法人事業税の申告期限の延長の届け出
- ②法人県民税の申告期限の延長の申請
- ③山梨県後援名義の使用申請
- ④山梨県知事賞の交付申請
- ⑤医療用具の販売・賃貸業の届け出

上記のほか、市業務で10手続き、県業務で29手続きについて、平成16年度中に電子申請が可能となる予定です。

※「電子証明書」「電子申請」については、下記のホームページをご覧ください。

- 都留市 ●<http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>
- 国税の電子申請 ●<http://www.e-tax.nta.go.jp>
- 社会保険庁の諸手続 ●<http://www.sia.go.jp>

Q&A 国民年金

学生納付特例制度をご利用ください!

国民年金は20歳になったら加入することになりますが、保険料を納めることが困難な学生には、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。昨年度申請された方も、再度申請が必要になります。

学生納付特例期間中に障害や死亡といった不慮の事故にあった場合でも、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されます。将来、年金を受けるための期間に計算されますが、年金額には反映しません。

●対象者は・・・

大学(大学院)、短大、高等専門学校など教育施設に在学する学生。(定時制・夜間部・通信制を含む)

●手続きは・・・

住民票のある市町村の国民年金担当窓口で申請。学生証・年金手帳・印鑑をお持ちください。

●承認されると・・・

承認されると申請した月の前月(4月申請はその月)から、その年度末までの保険料が猶予されます。

※国民年金保険料のお支払いは、前納(一括払い)がお得です!

国民年金保険料を4月30日までに一括納付すると1年で2,830円が割引され、抽選の結果により賞品が送られます。

	前納金額	毎月納付金額	割引額
1年分	156,770円	159,600円	2,830円

問合先 山梨社会保険事務局大月事務所
☎(22)3811